

令和元年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査(注1)

(1) 土壌試料

項目：金属（鉛及びその化合物、砒素及びその化合物の2項目）

分析方法：「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に規定されている方法。

選定理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。アンケート調査においても実施に対する要望が多く、各項目について基準値及び測定方法が規定されている。

2. 高等精度管理調査(注1)

(1) 模擬水質試料（農薬）（注3）

詳細項目：イプロベンホス、フェニトロチオンの2項目

参照項目：シマジン、イソプロチオラン、フェノブカルブ、アセタミプリド、グリホサート、クロチアニジン、ジノテフラン、フィプロニルの8項目

分析方法：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」、「要調査項目等調査マニュアル」、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」に規定される方法、あるいは上記に加えて同等以上の方法を用いてもよい。

選定理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。

（詳細項目）イプロベンホス、フェニトロチオンについては、環境基準が設定されている3種類の農薬と要監視項目に設定されている12種類の農薬の計15の農薬のモニタリング情報において、検出回数と基準値もしくは指針値に対する検出濃度とを勘案してリスクの高い上位の2種類を選定した。

（参照項目）シマジンは環境基準項目であるが、上記モニタリング情報において検出回数が中程度に多く、かつ基準値に対する相対的な検出濃度が中程度に大きい事から選定した。イソプロチオランについてはモニタリング情報において、低濃度ながらも最も検出回数の多い物質である事から選定した。フェノブカルブは要監視項目であり、モニタリング情報において4番目に検出例が多く、優先評価化学物質のリスク評価（一次）において、リスクが高いと推計される地点が1104/3705流域と多数あることから選定した。グリホサートについては、近年、WHOにより発がん性（Group 2A）の恐れが指摘されているなど、安全性に疑義が生じていることから選定した。ネオニコチノイド系農薬（アセタミプリド、クロチアニジン、ジノテフラン）及びフィプロニルについては、近年、河川水、下水処理放流水、あるいは人尿から検出されており、そのリスクが懸念されている事から選定した。

(2) 底質試料

詳細項目：PCB、総水銀

分析方法：PCBについては、「底質調査方法」（平成24年8月環境省水・大気環境局）又は「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月、環境庁水質保全局水質管理課）に定める方法により分析する。上記に加えて「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）」（平成23年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成20年3月環境省水・大気環境局水環境課）に準拠した方法により分析してもよい。総水銀については「底質調査方法」（平成24年8月環境省水・大気環境局）もしくは「水銀

分析マニュアル」（平成16年3月環境省）に定める方法により分析する。

選択理由：PCBは環境残留性、生物蓄積性、長距離移動性、有害性といった性質を持ち、国内外で様々な社会問題となっている。平成16年にはPOPs条約の対象物質となり、国際的にその削減や廃絶が決められている。また、平成28年にはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部が改正される等、PCB汚染の環境監視が継続して求められている。総水銀については平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が成立したことから社会的に関心が高い。

- (注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない（又は規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。
具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査（1試料）、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査（1試料）、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査（1試料）としている。
- (注2) 平成28年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（平成28年度5月23日）による。
- (注3) 参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。